

平成31年2月28日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 古谷 武美
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成31年1月分)について

平成31年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成31年1月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成31年1月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが95件、平成29年度が37件、平成28年度が14件、平成27年度が13件、平成26年度が4件、平成25年度以前が33件、合計196件(市区町村において発生した17件、委託業者等が発生させた29件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な176件について、一覧で事象をお示ししています。

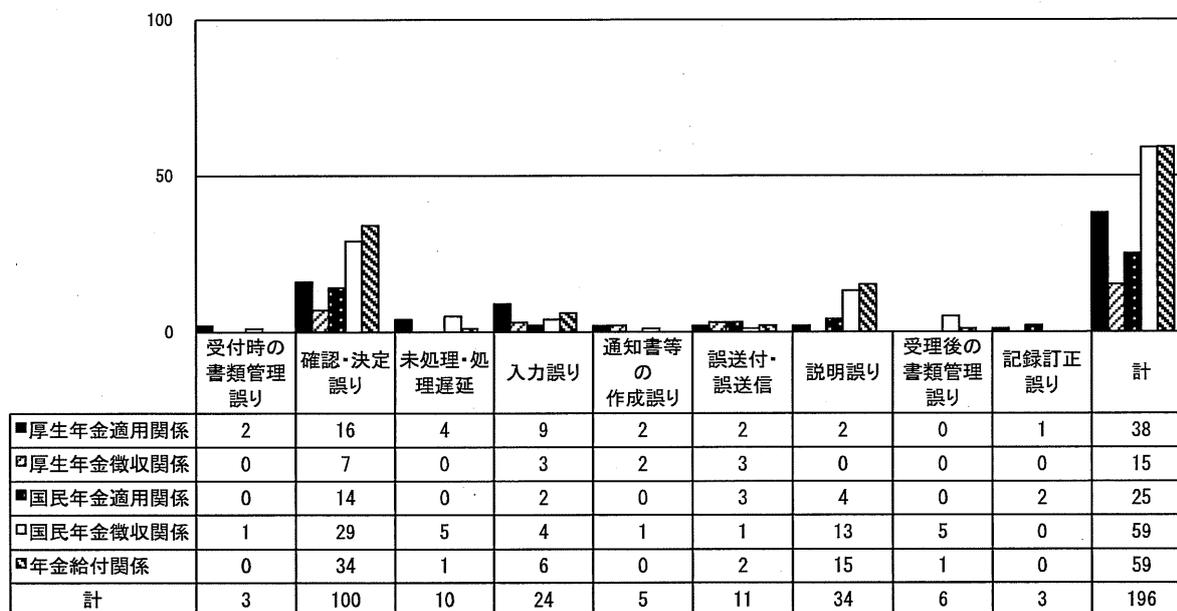
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
件数	27(1)	1(1)	0	0	0	3	2	4	13	14(2)	37(6)	196(46)
割合	13.8%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.0%	2.0%	6.6%	7.2%	18.9%	100.0%

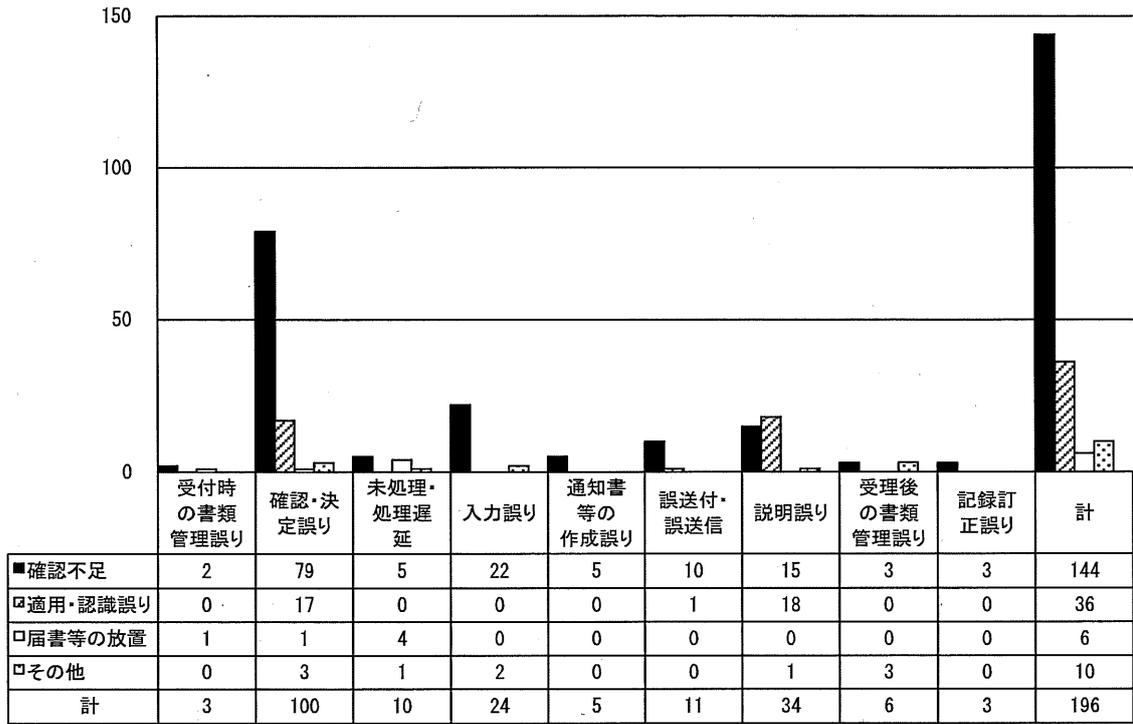
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

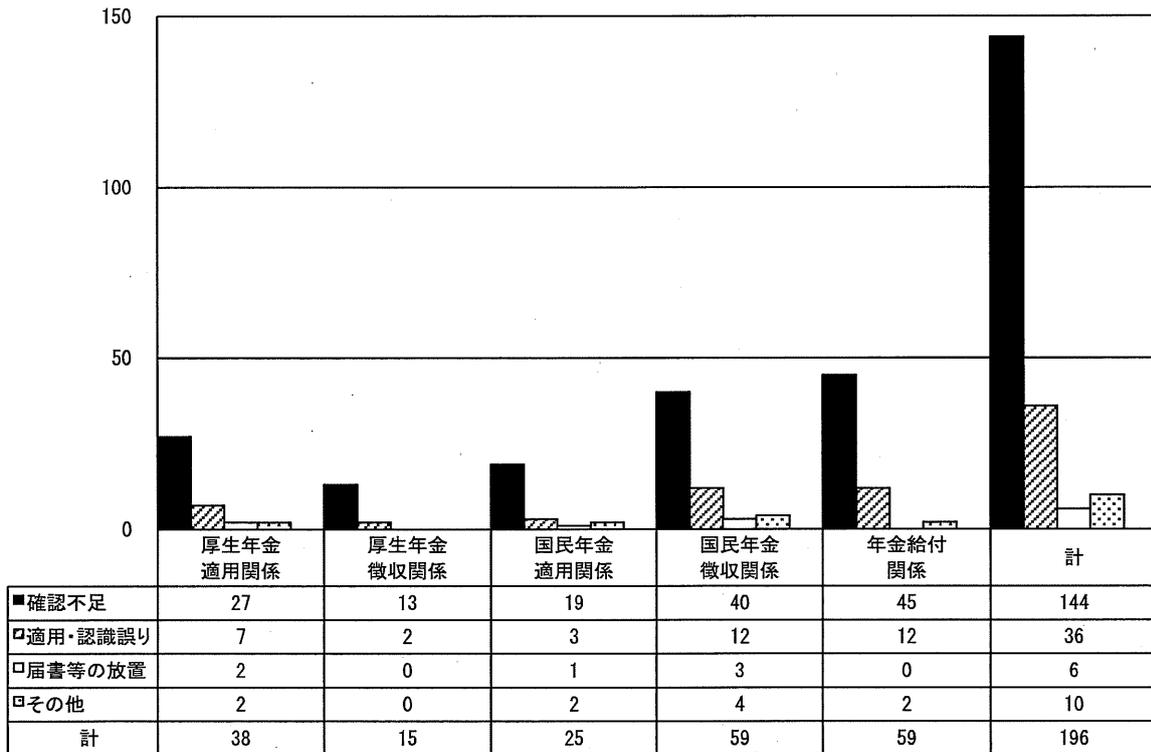
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



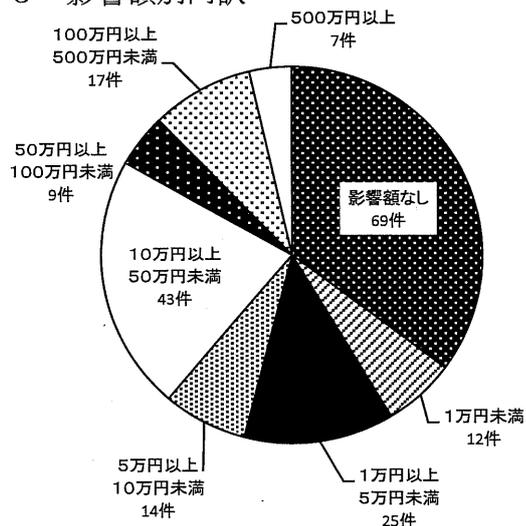
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

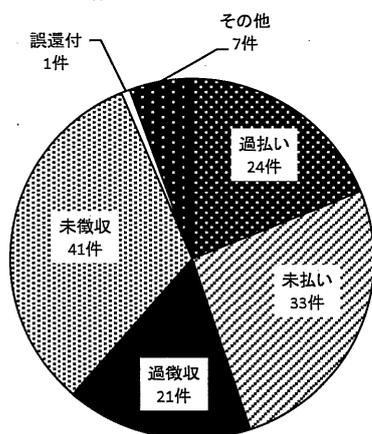


5 影響額別内訳



影響額	制度 厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	15	6	12	27	9	69
1万円未満	1	4	0	6	1	12
1万円以上 5万円未満	2	1	6	7	9	25
5万円以上 10万円未満	4	1	2	5	2	14
10万円以上 50万円未満	11	2	3	13	14	43
50万円以上 100万円未満	2	0	0	1	6	9
100万円以上 500万円未満	3	1	2	0	11	17
500万円以上	0	0	0	0	7	7
計	38	15	25	59	59	196

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	24件	16,880,052	703,335
未払い	33件	62,135,134	1,882,882
過徴収	21件	7,485,460	356,450
未徴収	41件	9,107,786	222,141
誤還付	1件	65,960	65,960
その他	7件	11,004,440	1,572,062
計	127件	106,678,832	839,990

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	2件	7,724,930円
未払いと過徴収	2件	307,012円
過徴収と未徴収	2件	2,840,257円
過払いと未払いと過徴収と未徴収	1件	132,241円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	100件	51.0%
外部	96件	49.0%
計	196件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2017年4月1日	平成29年度の年金額改定時における1円未満の端数処理の計算誤り	1,645名	未払い	1,901

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成31年2月28日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,014人 (604.4億円)
- ・支払いが完了していない方 949人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要があります方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成31年2月支払 62人 (0.4億円)

(参考：平成30年2月から平成31年2月までの累計 23,918人 (136.9億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成31年2月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成31年2月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成31年2月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	204件	3,523万円	204件	3,523万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	1,093万円	1,531件	12.0億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	25件	262万円	164件	3,208万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	4件	38万円	237件	3,811万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	4件	427万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,401件	9,914万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	41件	309万円	20,041件	8.1億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	1件	93万円	235件	8,912万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	2件	1,689万円	208件	7.9億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	4,887件	1.4億円	20,908件	4.4億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等(平成30年6月分)について」(平成30年7月31日公表)のシステム事故等一覧に記載の事項です。

○日本年金機構の平成31年1月分の事務処理誤り一覧(1~25ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1~33
2. 厚生年金徴収関係	6P	整理番号 34~48
3. 国民年金適用関係	8P	整理番号 49~69
4. 国民年金徴収関係	11P	整理番号 70~124
5. 年金給付関係	18P	整理番号 125~176

○システム事故等一覧(26ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(27ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2018年12月6日	2018年12月12日	○社会保険労務士から問合せがあり、75歳以上被用者の資格取得届にかかる審査時の確認不足により、後期高齢者にもかかわらず資格取得届の処理を行い、健康保険証を発行していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。送付した健康保険証を回収しました。 ●担当部署において、資格取得時の審査を適切に行うよう周知しました。	1事業所	なし	0
2			東京	東京広域事務センター	2018年4月16日	2018年6月18日	○機構本部から連絡があり、本人記録であること確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届の処理を行ったため、国民年金保険料の還付が発生していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤って還付した国民年金保険料について再度お支払いいただきました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	65,960
3			東京	東京広域事務センター	2016年12月26日	2018年7月17日	○年金事務所から連絡があり、本人記録であること確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
4			宮城	仙台広域事務センター	2018年4月24日	2018年11月12日		2名	なし	0
5			東京	東京広域事務センター	2015年3月5日	2018年11月13日	○内部点検により、資格取得届を処理する際確認が不足し、エラーとなった後の処理が漏れたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、エラーおよび処理結果の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6			広島	広島東	2018年11月12日	2018年11月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、担当者が年金記録の補正の際に手順の確認不足により、同日中に全ての補正を完了しなかったため、誤って健康保険証の発行が行われていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤って送付した健康保険証を回収しました。 ●担当部署において、年金記録補正時の手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7	資格喪失届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年7月6日	2018年7月9日	○委託業者からの申出があり、委託業者において事業所整理記号の確認が不足し、資格取得届の事業所整理記号の入力を誤ったことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
8			神奈川	事務センター	2017年8月7日	2018年9月25日	○年金事務所より連絡があり、資格喪失届の資格喪失年月日の確認不足により、誤った資格喪失年月日で資格喪失届を処理したため、保険料が未徴収であることが判明しました。 ●年金事務所の担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、取得喪失届処理時の資格喪失年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	389,662
9	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年8月31日	2018年11月1日	○年金事務所から連絡があり、算定基礎届及び70歳以上被用者算定基礎届の内容確認不足により入力方法を誤ったため、保険料が未徴収および過徴収となったこと、年金の調整が正しく行われず未払いおよび過払いが生じていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。未払いの年金は正しい年金が支払われたことを確認し、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の記録確認を徹底するよう周知しました。	32事業所 33名	その他	132,241

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2017年 9月8日	2018年 8月9日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の処理時の確認不足により、標準報酬月額を誤って入力していたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へ説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	199,116
11	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 12月頃	2018年 7月10日	○事業所から問合せがあり、担当者が月額変更届について確認を誤り処理不要としていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	110,083
12	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 7月14日	2018年 8月17日	○お客様から問合せがあり、賞与支払届を処理する際の確認が不足しエラーとなっていたものについて補正が行われていなかったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。補正処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、賞与支払届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	114,461
13		入力誤り	京都	事務センター	2018年 9月27日	2018年 11月15日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の処理時の確認不足により、賞与支払い年月日の入力を誤ったため、保険料率の違いにより保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	1,818
14		説明誤り	福島	会津若松	2018年 7月頃	2018年 11月8日	○事業所から問合せがあり、寒冷地手当の届出について賞与支払届として届出すべきところ、誤って年4回以上の賞与支給として翌年の算定基礎届に算入となる旨の説明を行い、届出の案内を行わなかったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。届出を提出いただき、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、賞与支払届における寒冷地手当の考え方について周知しました。	1事業所	未徴収	818,737
15	被扶養者(異動)届の誤り	入力誤り	埼玉	越谷	2018年 5月15日	2018年 12月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、被扶養者(異動)届の処理時に生年月日の入力を誤ったため、間違った生年月日の健康保険証を作成していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った健康保険証を回収し、正しい健康保険証を送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
16	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2018年 10月10日	2018年 11月21日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で70歳以上被用者該当届を処理したため、年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者該当届処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	97,627

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
17	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2018年 9月14日	2018年 12月21日	○年金事務所から連絡があり、2年以上遡及した70歳以上被用者にかかる算定基礎届の処理時の確認不足により、入力手順を誤ったため年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	111,334
18		入力誤り	北海道	事務センター	2018年 8月30日	2018年 12月4日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者にかかる算定基礎届の処理時の確認不足により、標準報酬月額相当額を誤って入力したため年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,632,396
19			宮城	仙台広域 事務センター	2018年 8月28日	2018年 10月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者において70歳以上被用者算定基礎届を処理する際の確認が不足し、標準報酬月額相当額を誤って入力したため年金の調整が正しく行われず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、70歳以上被用者算定基礎届処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	74,944
20			京都	事務センター	2018年 8月6日	2018年 10月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者において70歳以上被用者算定基礎届を処理する際の確認が不足し、標準報酬月額相当額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	134,457
21			北海道	事務センター	2018年 7月6日	2018年 12月4日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において70歳以上被用者算定基礎届を処理する際の確認が不足し、標準報酬月額相当額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	223,407
22	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	石川	七尾	2015年 12月頃	2018年 8月3日	○内部点検により、75歳以上の二以上事業所勤務被保険者にかかる算定基礎届の処理の際に、二以上対象事業所の確認不足により、本来2社分の報酬を合算し算定基礎届の処理をするべきところ、1社分の報酬で算定処理を行ったため年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の二以上該当事業所であるか否かの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	368,118

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
23	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	2016年 10月頃	2018年 4月20日	○お客様から問合せがあり、二以上勤務被保険者にかかる70歳被用者該当・不該当届の処理時に入力方法を誤ったため、年金の調整が正しく行われず未払い及び過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所とお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、未払いのお客様へ正しい年金が支払われたことを確認し、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力方法の確認を徹底するよう周知しました。	7名	その他	1,809,626
24	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2018年 1月18日	2018年 9月5日	○内部点検により、新規適用届について、他の年金事務所の管轄であるにもかかわらず、管轄内の事業所の整理記号で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、新規適用の事業所記号の抽出時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
25	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	新潟	六日町	2018年 12月21日	2018年 12月26日	○事業所から問合せがあり、担当者において事業所調査実施通知書作成時の確認不足により、異なる調査日が記載された事業所調査実施通知書を、同一事業所に2通送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った日付の事業所調査実施通知書を回収しました。 ●担当部署において、通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
26	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 11月14日	2018年 11月15日	○お客様から問合せがあり、健康保険被保険者資格証明書の証明書有効期間の確認が不足し、誤った証明書有効期間を記載し交付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、正しい健康保険被保険者資格証明書を送付しました。 ●担当部署において、健康保険被保険者資格証明書の作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	5事業所	なし	0
27	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	静岡	浜松東	2018年 11月27日	2018年 11月29日	○社会保険労務士から問合せがあり、担当者において封入封緘時の確認が不足し、誤って社会保険労務士が受託していない事業所の「事業所調査のお知らせ」を送付していることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「事業所調査のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
28	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 8月6日	2018年 8月22日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理状況を確認したところ、書類の管理不足から個人で届書を保管していたため、処理が漏れていることが判明しました。 ●年金事務所の担当者が事業所へお詫びの上説明し、入力処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
29	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	兵庫	事務センター	2018年 4月10日	2018年 5月23日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者において資格喪失届の受付処理時の確認不足により、他の届書の添付書類として処理したため処理が行われておらず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	375,082

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
30	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	宮城	仙台広域事務センター	2018年7月30日	2018年12月7日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が資格資格届の受付処理時に確認を誤り、他の届書の添付書類としたため資格資格届の処理がされず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し処理を行いました。未徴収の保険料は徴収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	885,720
31			本部	事業企画部	2015年10月5日	2018年11月16日	○年金事務所から連絡があり、電子申請について機構本部で適切な進捗管理を行う仕組みができていなかったため、処理を行っていない届書があることが判明しました。 ●年金事務所からお客様にお詫びと説明をし、必要な処理を行った上で、過徴収の保険料について、還付の処理を行います。 ●年金事務所において、電子申請の届書の受付を日々確認するよう改めて指示しました。	9事業所	過徴収	3,487,930
32			鳥取	米子	2018年8月22日	2018年12月5日	○内部点検により、担当者の書類の管理不足から資格取得届を他の処理済の届とともに編綴していたため、処理が行われず保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。入力処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	74,731
33			静岡	浜松東	2018年8月14日	2018年12月5日	○内部点検により、書類の管理不足から疑重複調査・確認票を保管庫において保管していたため、未処理になっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2018年 10月12日	2018年 11月2日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時の確認不足により、保険料額を誤って決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料登録処理時の確認を徹底するよう周知しました。	3事業所	過徴収	2,230
35			東京	北	2018年 9月3日	2018年 9月25日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時に確認が不足し、誤って非選択事業所に保険料を登録するところ、選択事業所に登録していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、保険料登録処理時の対象事業所の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
36		入力誤り	静岡	静岡	2018年 4月頃	2018年 7月6日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時に保険料額を誤って入力したため、保険料が未徴収及び過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	35事業所	その他	2,768,107
37	保険料還付請求書の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2018年 4月13日	2018年 5月17日	○担当部署で確認したところ、保険料還付請求書の処理をする際の確認が不足し、口座種別を誤って入力したため、保険料の還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未払いの還付金について再度還付の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	33,354
38	厚生年金保険料口座振替納付申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 8月31日	2018年 10月2日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険料口座振替の処理をする際の確認が不足し、誤った金融機関の支店を登録したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、処理時の支店の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	386,416
39		入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2018年 5月2日	2018年 7月3日	○年金事務所から連絡があり、厚生年金保険料口座振替納付申出書の処理をする際の確認が不足し、事業所整理記号を誤って入力したため、別企業の口座から保険料が引き落とされていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	146,852
40	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2017年 9月26日	2018年 10月3日	○機構本部より連絡があり、差押手順の確認が不足し、事業主が死亡しているにもかかわらず差押を行ったため、差押が無効となり、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●差押の取り消し処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	3,322
41			愛知	鶴舞	2018年 11月5日	2018年 11月5日	○担当部署で確認したところ、保険料を領収する際の金額確認が不足し、領収書の金額よりも少ない金額を領収していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未徴収の保険料について収納の処理を行いました。 ●担当部署において、領収時の金額確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	4,000

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢南	2018年 12月10日	2018年 12月11日	○担当部署で確認したところ、差押時の滞納金額の確認不足により、滞納金額よりも多い金額を差押し取立てしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の差押金について返金の処理を行いました。 ●担当部署において、差押時の滞納金額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	900
43			福島	会津若松	2018年 9月19日	2018年 9月20日	○担当部署で確認したところ、保険料領収時の滞納保険料の確認不足により、同じ月の保険料を重複して領収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、領収時の滞納保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	94,143
44	厚生年金徴収関係通知書の作成誤り	通知書等の作成誤り	静岡	三島	2016年 8月24日	2017年 11月9日	○担当部署で確認したところ、保険料納入告知書を作成する際の確認が不足し、延滞金用の納付書書を誤って使用し、送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい用紙で作成した納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、納入告知書作成時の用紙の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
45			静岡	三島	2018年 1月31日	2018年 2月1日	○担当部署で確認したところ、保険料納入告知書を作成する際の確認が不足し、誤った納付目的年月が記載された保険料納入告知書を作成し使用していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい納付目的年月が記載された納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、納入告知書作成時の納付目的年月の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
46	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	苫小牧	2018年 9月11日	2018年 10月11日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛に誤って保険料納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
47			岡山	岡山広域 事務センター	2018年 11月20日	2018年 12月5日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所の保険料納入告知書が混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険料納入告知書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
48			東京	葛飾	2018年 11月9日	2018年 11月12日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所の口座振替申出書(控)が混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した口座振替申出書(控)を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年5月9日	2018年11月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の確認が不足し、誤って処理不要としたため、保険料が未徴収となっていると判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	197,310
50	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	1980年5月11日	2017年2月21日	○老齢年金請求時の記録確認により、年金記録の確認が不足し、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51			香川	普通寺	1978年11月1日	2018年10月22日		1名	なし	0
52			京都	上京	2017年8月21日	2018年10月16日	○老齢年金請求時の記録確認により、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録と受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,340
53			広島	広島広域事務センター	2018年10月19日	2018年11月8日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録と受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,580
54			岡山	岡山広域事務センター	2018年7月2日	2018年11月8日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金徴収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,690
55	大阪	城東	2016年5月17日	2017年12月13日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金徴収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	65,500		
56	説明誤り	説明誤り	宮城	仙台広域事務センター	2009年12月23日	2018年4月11日	○市町村から連絡があり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの案内を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
57			茨城	日立	2018年5月29日	2018年6月8日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、本人が希望していたにもかかわらず、任意加入が出来ないと誤った案内を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	16,210

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
58	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	滋賀	大津	2017年 4月25日	2018年 1月24日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、満額に必要な納付月数が不足しているにもかかわらず、任意加入の案内を漏らしたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を提出していただき、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、満額に必要な納付月数の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	101,340
59	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2017年 10月19日	2018年 6月7日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者への変更処理を行った際の確認不足により、誤って配偶者の基礎年金番号で処理を行なっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60		記録訂正誤り	島根	松江	1994年 12月頃	2016年 11月24日	○お客様から問合せがあり、本人確認が不足し、別人の年金加入記録を統合し国民年金の資格喪失を行っていたため、国民年金保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、記録確認時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	2,790,940
61			北海道	旭川	2018年 2月27日	2018年 8月23日	○市町村から連絡があり、国民年金資格取得届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
62	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 9月28日	2018年 11月12日	○年金事務所から連絡があり、配偶者記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者該当届を受付し処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の配偶者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
63			福岡	福岡広域事務センター	2018年 6月14日	2018年 11月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、氏名の変更処理を漏らしたため、氏名変更がされていない承認通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい氏名が記載された承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届の処理時の氏名の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64	国民年金第3号(特例)届の誤り	確認・決定誤り	島根	浜田	2018年 3月頃	2018年 8月2日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号特例届の案内を行わず、誤った期間で特定保険料納付申込の手続きを行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,510

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	石川	七尾	2017年 10月頃	2018年 1月23日	○お客様から問合せがあり、市町村において転入の際の機構への住所変更の報告が漏れ、住所変更が行われず、納付書が届かなかったため、前納による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対し、住所変更の際の処理手順の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	50,010
66	国民年金適用関係の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2018年 9月21日	2018年 9月26日	○お客様から問合せがあり、成年後見人制度の確認不足により、市町村に対し届書に成年後見人の場合は、被保険者の押印が必要ないにもかかわらず必要と回答していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ●担当部署において、成年後見人制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
67	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	南関東地域 第一部	2019年 1月16日	2019年 1月17日	○市区町村から連絡があり、封入・封緘時の確認不足により、他の市区町村の国民年金処理結果一覧表が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方の市町村にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金処理結果一覧表を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2市区町村	なし	0
68			埼玉	大宮	2016年 6月7日	2018年 12月13日	○事務センターから連絡があり、年金手帳を再交付する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号で年金手帳を交付していたため、別人の基礎年金番号により、届書を受付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤った年金手帳は回収し、正しい基礎年金番号で再度年金手帳を交付しました。 ●担当部署において、年金手帳を再交付する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
69			栃木	栃木	2018年 10月30日	2018年 11月6日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
70	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	石川	小松	2018年 7月30日	2018年 8月29日	○お客様から問合せがあり、市町村において資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の提出の案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を現金領収しました。 ●市町村に対し、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	400
71			岡山	倉敷東	2018年 7月26日	2018年 9月18日	○市町村から連絡があり、市町村において資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の提出の案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	800
72			兵庫	姫路	2018年 4月9日	2018年 5月14日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金付加保険料納付申出時の確認が不足し、付加保険料を前納による納付を希望されていたにもかかわらず、定額の付加保険料納付書を送付したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、国民年金付加保険料納付申出時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	600
73	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2018年 8月20日	2018年 9月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を送付する際の確認が不足し、追納納付書を同封しておらず、誤って承認通知書のみを送付したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納納付書送付時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	未徴収	45,510
74			兵庫	西宮	2018年 8月頃	2018年 9月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書在处理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,170
75	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	本部	相談・サービス 推進部	2018年 9月8日	2018年 9月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者において確認不足により、後納保険料納付申出書の送付依頼があったにもかかわらず、申込書用紙を送付していなかったことが判明しました。 ●委託業者の担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金事務所より後納保険料納付申出書を送付しました。 ●委託業者に対し、後納保険料納付申出書の送付依頼があった際の確認を徹底するよう指導しました。	3名	なし	0
76			東京	武蔵野	2012年 10月3日	2018年 10月31日	○老齢年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認が不足し、誤った受給資格期間で国民年金後納保険料納付申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	89,640

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
77	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2015年 8月14日	2018年 11月6日	○担当部署で確認したところ、合算対象期間の確認が不足し、誤った受給資格期間で国民年金後納保険料納付申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	328,860
78			京都	中京	2018年 9月27日	2018年 10月1日	○お客様から問合せがあり、後納納付書作成時の確認が不足し、1ヵ月ごとの納付を希望されていたにもかかわらず、一括の納付書を送付したため、納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、1ヵ月ごとの後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	109,060
79		説明誤り	東京	足立	2015年 10月30日	2016年 4月13日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、本来、特例任意加入申込期間として案内すべきところ、後納保険料申込期間として案内してしまったため、保険料が過徴収及び年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	その他	62,740
80		宮城	仙台南	2014年 11月10日	2018年 1月5日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認が不足し、受給資格期間を誤って計算したため、誤った対象期間で後納保険料を案内しており、保険料が未徴収になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	16,490	
81	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 7月23日	2018年 8月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、半額免除を希望しているお客様に全額免除を承認したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	8,170
82			香川	高松広域 事務センター	2018年 8月27日	2018年 10月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際確認が不足し、誤った年度で免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83			東京	府中	1994年 4月19日	2018年 10月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際確認が不足し、免除申請後に納付された期間について、免除期間として登録せず、納付済期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
84	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	北海道	苫小牧	2018年 4月13日	2018年 4月17日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料免除の案内をする際に免除規準の確認不足から、本来免除申請出来るにもかかわらず、免除に該当しないと案内していることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、申請書を受付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
85			福岡	東福岡	2018年 7月23日	2018年 9月28日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明が不足し、お客様の希望しない免除区分で受付していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	4,090
86	国民年金保険料免除期間納付申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 10月5日	2018年 10月26日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除期間納付申出書在处理する際確認が不足し、国民年金保険料免除理由該当届も同時に処理すべきところ、免除期間納付申出書のみ先に処理を行ったため、口座振替データが正しく作成されず、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、届書処理時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,340
87	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2004年 8月頃	2018年 6月7日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			東京	品川	2006年 4月20日	2016年 10月13日		1名	なし	0
89			東京	中央	2015年 6月15日	2018年 7月31日	○お客様から問合せがあり、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
90			千葉	千葉	2006年 2月頃	2018年 6月28日	○市町村から連絡があり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納及び付加保険料の納付を行っていたため、前納との差額が未徴収となっていること及び付加保険料分が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について納付書を送付し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	72,150
91	特定保険料の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2017年 12月21日	2018年 3月23日	○お客様から問合せがあり、加入可能月数の確認不足により、誤って特定保険料の対象期間を加入可能月数を超えた月数で決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特定保険料を決定する際の加入可能月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	108,570

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
92	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年2月28日	2018年4月17日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、処理締切日の確認が不足し、締切日後に処理を行ったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時のスケジュール確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	128,820
93			香川	高松広域事務センター	2018年1月18日	2018年5月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
94			愛知	名古屋広域事務センター	2017年5月31日	2018年7月4日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	383,940
95			北海道	事務センター	2018年3月26日	2018年5月25日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	754,700
96			北海道	事務センター	2018年3月13日	2018年5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認が不足し、入力処理を漏らしたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
97			入力誤り	香川	高松広域事務センター	2017年11月8日	2018年4月2日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未徴収
98	宮城	仙台広域事務センター		2017年7月19日	2018年5月10日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	191,970	
99	宮城	仙台広域事務センター		2018年6月25日	2018年9月5日	○担当部署で確認したところ、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様の希望により対象期間については免除の審査を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
100	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	大阪	天王寺	2018年 2月19日	2018年 5月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、届書受付時に必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
101			東京	武蔵野	2016年 8月頃	2018年 7月27日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしたため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額での保険料をお支払いいただきました。 ●市町村に対し、届書受付時に必要な案内を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	44,820
102	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2018年 1月19日	2018年 5月8日	○年金事務所から連絡があり、クレジットカード納付申出書を入力する際に、納付方法の入力を誤ったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	99,620
103	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年 10月19日	2018年 10月25日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料還付請求書を作成する際の確認不足により、誤った金額が記載された還付請求書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい金額が記載された還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、還付請求書を作成する際の金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
104		説明誤り	山口	山口	2018年 9月26日	2018年 10月22日	○事務センターから連絡があり、遺族に対し、被保険者死亡に伴う国民年金保険料還付請求書の案内をする際の確認が不足し、先順位者がいるにもかかわらず、後順位者に対し提出の案内を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、還付請求書の提出の際の先順位者の確認を徹底の上案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
105	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2017年 3月7日	2017年 5月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料前納納付書について、納付期限の確認が不足し、納付期限内に納付書発行の処理を行わなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	165,330
106			大阪	天王寺	2018年 3月27日	2018年 4月11日	○機構本部より連絡があり、国民年金保険料前納納付書について、納付可能時期の確認が不足し、納付可能期限前に納付書を交付し納付が行われたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	378,580
107			神奈川	厚木	2018年 3月29日	2018年 4月23日	○担当部署で確認したところ、納付書作成時の確認が不足し、定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	277,610
108			徳島	阿波半田	2018年 9月13日	2018年 9月19日	○担当部署で確認したところ、納付書作成時の確認が不足し、定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,140

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
109	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	愛知	半田	2018年 6月26日	2018年 7月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者において納付の案内をする際、納付期限の説明を誤ったため、納付期限までに納付することができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の期間についてお客様の希望により免除申請を行いました。 ●委託業者に対し、納付期限の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
110	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2018年 9月15日	2018年 10月3日	○お客様から問合せがあり、委託業者において訪問時の住所の確認不足により、誤った住居へ不在票を投函していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、訪問時の住所の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
111			宮城	仙台広域事務センター	2018年 10月4日	2018年 11月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者において領収済通知書を処理する際の確認が不足し、入力処理を漏らしたため、納付が反映されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、処理時の入力確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
112			福岡	小倉北	2018年 11月21日	2018年 11月22日	○他の年金事務所から連絡があり、督促状を送付する際、確認不足により、すでに国民年金保険料を納付されている方に対し、誤って督促状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、督促状発行対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
113			説明誤り	福岡	中福岡	2018年 11月19日	2018年 11月20日	○お客様から問合せがあり、控除証明書の再発行の案内をする際、再発行が出来るにもかかわらず、出来ないことと説明していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、控除証明書の再発行を行いました。 ●担当部署において、控除証明書の再発行をする際、確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし
114	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	山梨	甲府	2018年 12月21日	2018年 12月27日	○お客様から問合せがあり、特別催告状を送付する際、確認不足により、本来対象ではない方に対し、誤って特別催告状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、特別催告状発行対象者の確認を徹底するよう周知しました。	5名	なし	0
115	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 8月21日	2018年 10月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金保険料免除理由該当届の受付処理を行う際、確認が不足し、書類の受付登録をしていなかったため、処理がもれていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。	13名	なし	0
116		未処理・処理遅延	東京	目黒	2016年 4月1日	2018年 8月31日	○他の年金事務所から連絡があり、書類の進捗管理が不足し、還付請求書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	37,790

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
117	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川県	事務センター	2018年 5月17日	2018年 10月18日	○お客様から問合せがあり、書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料学生納付特例申請書の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	6名	なし	0
118			東京都	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	112名	なし	0
119			埼玉県	所沢	2007年 6月6日	2014年 3月5日		30名	なし	0
120	受理後の書類管理誤り		宮城県	仙台広域 事務センター	2017年 9月頃	2017年 12月6日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
121			宮城県	仙台広域 事務センター	2017年 10月5日	2017年 12月20日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
122			香川県	高松広域 事務センター	2018年 6月16日	2018年 10月22日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	4名	なし	0
123			千葉県	佐原	2018年 8月頃	2018年 11月29日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
124			千葉県	佐原	2018年 7月頃	2018年 11月7日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
125	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	高梁	1992年 8月20日	2018年 8月8日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,184,971
126			山梨	竜王	2006年 12月1日	2017年 11月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,314,539
127			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 7月13日	2017年 12月4日	○機構本部から連絡があり、雇用保険の受給状況の確認不足から、本来提出いただく必要のある受給権者支給停止事由該当届を受付せず老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には雇用保険の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	219,396
128		説明誤り	福岡	久留米	2014年 10月28日	2017年 10月19日	○担当部署において確認したところ、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,999,662
129	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2003年 2月27日	2015年 7月14日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	359,710
130	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2000年 4月20日	2018年 5月11日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,340,677
131			佐賀	武雄	1985年 12月頃	2018年 6月22日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、共済組合が支給する退職年金の計算に含まれている期間を誤って通算老齢年金の計算に含め決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	553,642

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
132	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	1961年 9月1日	2017年 9月29日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,172
133			北海道	札幌東	2016年 7月1日	2018年 6月12日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	208,118
134			大阪	八尾	1981年 12月頃	2018年 5月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,115,060
135			福島	会津若松	2016年 6月30日	2017年 10月26日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の受給状況の確認不足から、障害状態が3級不該当後3年経過した場合は法定免除が終了するにもかかわらず、法定免除期間としたまま老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,113
136			宮崎	宮崎	1973年 10月5日	2018年 2月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、任意加入となるべき期間を強制加入期間としたまま保険料納付が行われたため、保険料が過徴収となっていること及び記録訂正に伴い繰上げ支給の老齢年金が取消となり65歳支給の通算老齢年金の決定を行うこととなるため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	244,272
137			静岡	三島	1986年 1月頃	2017年 6月22日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額 の登録を誤ったことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	17,535
138			千葉	船橋	1990年 5月1日	2016年 1月8日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、被保険者種別の登録を誤り老 齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支 払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,997

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
139	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2008年7月4日	2017年6月22日	○担当部署において確認したところ、事務処理手順の確認不足から、決定した老齢厚生年金の支払が保留のままとなり老齢基礎年金のみ支払っていたため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	575,221
140			宮城	仙台南	2015年4月9日	2018年9月19日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されていないにもかかわらず、代行返上されている期間として年金額を決定したことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	767,521
141	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	北	2017年10月3日	2018年4月13日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が65歳請求の年金請求書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	724,347
142		入力誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年8月23日	2018年12月13日	○年金事務所から連絡があり、入力項目の確認不足から、繰上げ支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、委託業者が年金請求書の処理時に繰上げ請求の入力を漏らし、65歳から支給の年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	268,923
143		説明誤り	徳島	阿波半田	2018年1月10日	2018年4月24日	○お客様から問合せがあり、繰下げ制度の理解不足から、記録訂正に伴い受給権が発生する方に対し、65歳から年金を受給した場合と年金の支給を繰下げした場合の支給総額の説明を誤り、お客様の意向とは異なる繰下げ請求書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	6,497,821
144	京都		京都南	2018年4月2日	2018年5月30日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求に必要な手続きの理解不足から、繰上げ請求を希望している方に対し、繰上げ請求に必要な届書の説明をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰上げ請求時に必要な届書を再確認しました。	1名	なし	0	
145	沖縄		コザ	2016年5月2日	2019年1月7日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に繰下げ制度の理解不足から、退職共済年金を既に受給しているため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
146	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2001年 10月1日	2017年 12月4日	○事務センターから連絡があり、お亡くなりになった方は死亡時点で障害厚生年金2級の受給権を満たしていることから遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、障害状態の確認不足から、遺族厚生年金の受給要件は満たさないものと判断し遺族基礎年金のみを決定したため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,646,839
147			沖縄	石垣	1997年 12月18日	2018年 1月25日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、遺族厚生年金決定時に沖縄特例による加算処理を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時は沖縄特例該当の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,635,967
148			東京	世田谷	2014年 6月25日	2018年 6月19日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の失権についての理解不足から、遺族年金の受給権者である子が直系姻族の養子となった場合は、子の遺族年金は失権しないにもかかわらず、遺族年金の失権届を受付し処理を行っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金が失権する場合について再確認しました。	1名	未払い	3,800,110
149			京都	事務センター	2013年 2月13日	2016年 11月8日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、短期要件を満たしておらず長期要件で決定すべき遺族厚生年金を誤って短期要件で決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	925,005
150	障害年金の受給要件等の誤り		神奈川	平塚	1996年 2月6日	2016年 2月23日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、平成6年改正による特例措置に該当するため障害年金の受給要件を満たしている方に対し、受給要件を満たしていないものとして不支給決定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,988,936
151		大阪	豊中	2015年 6月15日	2016年 12月27日	○お客様から問合せがあり、児童扶養手当の受給状況の確認不足から、児童扶養手当を受給していないにもかかわらず、障害年金の子の加算額を児童扶養手当を受給していることを理由として支給しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、児童扶養手当との支給調整について再確認しました。	1名	未払い	1,161,945	
152		宮城	仙台広域事務センター	2018年 9月10日	2018年 12月5日	○年金事務所から連絡があり、所得状況届連名簿の処理の際に、診断書の提出状況の確認不足から、診断書未提出であるため障害年金を差止する必要があるにもかかわらず、差止の処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、その後診断書の提出があり障害状態にあることが確認できたため、年金に過払いはありませんでした。 ●担当部署において、所得状況届連名簿の事務処理手順を再確認しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
153	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	北海道	事務センター	2018年 11月20日	2018年 12月20日	○お客様から問合せがあり、所得状況届の提出が必要な方に対し、市区町村が提出を案内しなかったため、障害基礎年金が差止となり、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。所得状況届を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、障害基礎年金にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	259,766
154			大阪	豊中	2018年 5月30日	2018年 7月24日	○お客様から問合せがあり、労災保険の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が、労災保険の障害給付を受給している方に対し、労災保険の障害給付を受給した場合は障害手当金の支給はないことを説明せずに障害手当金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
155	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	神奈川	高津	2018年 4月20日	2018年 5月21日	○機構本部から連絡があり、支払スケジュールの確認不足から65歳支給の老齢年金請求に伴う年金の支払開始時期について誤って説明していたこと及び年金請求書の様式を誤ってお客様にお渡ししていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には支払スケジュール及び手続きに必要な届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
156	加給年金の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	1988年 1月14日	2016年 12月22日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金受給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行い年金を決定したため、夫の加給年金額が過払いとなり妻の振替加算が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	5,915,304
157		説明誤り	宮城	古川	2015年 12月16日	2017年 1月5日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、加給年金が支給停止となる説明をしたにもかかわらず、加給年金額支給停止事由該当届の提出を案内していなかったため、加給年金の支給が停止とならず年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金停止のために必要な手続きについて再周知しました。	1名	過払い	325,080
158		説明誤り	神奈川	平塚	2018年 5月14日	2018年 6月25日	○担当部署において確認したところ、子の出生日の確認不足から、定額部分支給開始時点で子が出生していないため、加給年金の要件を満たしていないにもかかわらず、加給年金が支給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には加給年金の要件を満たしているかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
159	年金選択の誤り	説明誤り	東京	北	2017年 4月26日	2018年 6月12日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、年金受給選択申出書を届出いただく必要があるにもかかわらず、届出が必要であることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	454,058

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
160	年金選択の誤り	説明誤り	京都	京都西	2013年 3月11日	2018年 4月9日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、年金受給選択申出書を届出いただく必要があるにもかかわらず、届出が必要であることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,464,228
161			栃木	宇都宮西	2017年 3月7日	2017年 7月21日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向と異なる年金受給選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,600
162	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2014年 1月14日	2018年 9月10日	○担当部署において確認したところ、老齢年金を受給している場合は受給する年金額に同じ特別障害給付金が支給停止されるにもかかわらず、年金受給状況の確認不足から、特別障害給付金の支給停止を正しく行っていなかったため、特別障害給付金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの特別障害給付金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、特別障害給付金の決定の際は、年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,565,938
163	寡婦年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	難波	2017年 8月7日	2018年 3月12日	○お客様から問合せがあり、寡婦年金の受給要件の確認不足から、寡婦年金と死亡一時金の受給権を両方満たしているにもかかわらず、委託社会保険労務士がお客様の意向を確認せず死亡一時金の請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を確認し、寡婦年金の請求を受付するとともに、死亡一時金の決定を取消し、過払いの死亡一時金については返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	32,256
164	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 9月26日	2018年 11月5日	○担当部署において確認したところ、死亡一時金決定時の確認不足から、過去に死亡一時金を支給済みの方に対し再度死亡一時金を支払ったため、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には死亡一時金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	120,000
165	扶養親族等申告書の誤り	未処理・処理遅延	本部	システム 運用部	2018年 11月27日	2019年 1月21日	○担当部署において確認したところ、扶養親族等申告書を処理する際、申告書の記載内容の読み取り作業時にエラーとなったデータについて、その後の補正処理が正しく行われなかったため、源泉徴収税額を過大に算定していることが判明しました。 ●対象のお客様に、2月15日の支払い時に基礎控除等のみを適用した上で源泉徴収を行い、3月15日の支払い時に源泉徴収税額の還付を行う旨、文書によりお詫びしました。 ●担当部署において、作業手順の徹底を図ることとしました。	430名	未払い	1,396,254

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
166	年金の支給停止申出にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2018年7月12日	2018年8月20日	○年金事務所から連絡があり、申出書の記載内容の確認不足から、年金の支給停止申出書を提出していない方の年金を誤って支給停止したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支給停止申出書の処理の際は、記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	334,365
167	年金にかかる返納金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2018年1月20日	2018年12月4日	○担当部署において確認したところ、事務処理手順の確認不足から、年金にかかる返納金について、相続放棄の事実が確認できたことから納入告知を取消した際に、既に返納いただいた金額をお客様へお返しする処理が行われなかったため、返納金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収となっていた返納金の還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納入告知取消処理後の還付請求書の送付もれがないよう周知しました。	1名	過徴収	90,125
168	年金の差止の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	1983年6月15日	2017年4月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、旧国民年金法の通算老齢年金の支給を誤って差止する処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、差止処理を行う際には、対象者の確認や入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,624,394
169	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	2018年3月26日	2018年6月8日	○担当部署において確認したところ、お亡くなりになった方の年金の支払保留処理を行う際、対象者の確認不足から、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際の対象者確認の徹底や誤登録をした場合のその後の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	43,299
170	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2018年10月9日	2018年12月20日	○金融機関から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に、金融機関コードの確認不足から誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	165,335
171		入力誤り	香川	高松広域事務センター	2018年11月7日	2018年12月10日	○金融機関から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	22,896
172			福岡	福岡広域事務センター	2018年11月13日	2018年12月10日	●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	204,363

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
173	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	神奈川県	事務センター	2018年 11月16日	2018年 12月10日	<p>○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、死亡一時金請求書の処理時に振込先口座の支店コードの入力を誤ったため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に死亡一時金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	220,000
174	年金見込額の誤り	誤送付・誤送信	兵庫県	明石	2018年 10月18日	2018年 10月19日	<p>○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、年金相談時の確認不足から他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。</p> <p>●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	2名	なし	0
175	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	年金給付部	2018年 12月頃	2019年 1月15日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者が記載に不備があった書類をお客様に返送する際、封入封緘時の確認不足から、他のお客様に送付すべき書類を誤って別のお客様に送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収し、本来送付すべきお客様に書類を送付しました。</p> <p>●委託業者に対し、封入封緘時の確認を徹底するよう指導しました。</p>	2名	なし	0
176	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	佐賀	武雄	2018年 4月2日	2018年 8月17日	<p>○お客様から問合せがあり、市区町村における書類の管理不足から、年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	未払い	285,742

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	平成29年度の年金額改定時における1円未満の端数処理の計算誤り	2017年4月1日	2018年11月22日	<p>○年金額改定時の年金額の計算において、旧法老齢年金と共済年金の受給権を有する方等の1円未満の端数処理に係る計算式の一部に誤りがあったため、支給停止額が正しく算出されず、年金額が誤っていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。</p> <p>●支給停止額計算の仕様について、システム改修を実施します。</p> <p>●今後は年金額に係る計算式の設定において、計算式及び設定結果の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	1,645名	未払い	1,901

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</p> <p>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<p>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</p> <p>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</p> <p>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</p>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<p>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</p> <p>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</p>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<p>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</p> <p>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>